

日本放送協会に対する要請（要請内容のみ抜粋）

中継局の共同利用をはじめとした放送ネットワークの効率化に向けた取組は、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第6項に基づく、民間放送事業者等が同法第92条の責務にのっとり講ずる措置への必要な協力として、中継局共同利用推進全国協議会での合意を踏まえ実施されるものであり、全国であまねく放送受信環境を維持・確保していくための重要な取組である。

このことに鑑み、貴協会は、将来の放送ネットワーク維持・効率化の検討に資するよう、中継局共同利用推進全国協議会において、毎年度、事業の実施状況及び事業計画等を報告するとともに、中継局等のブロードバンド等代替等を含めた今後の計画の具体化に向けて必要な協議を行うこと等を通じて、放送ネットワークの効率化に向けた取組を進めること。